

費用無料

追加検診

市民を対象とした追加検診を行います。今年度、それぞれの検診の対象となる人で、まだ受診していない人は、この機会に受診してください。受診には、申し込みが必要ですが、

種類	対象	検査内容	備考
特定健診 (後期高齢者健診)	国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している40歳以上の市民(昭和45年3月31日以前に生まれた人)	問診、身体測定、尿検査、血圧測定、血液検査	集団検診か個別検診を選択
胃がん検診	35歳以上の市民(昭和50年3月31日以前に生まれた人)	バリウム検査	集団検診のみ
大腸がん検診	35歳以上の市民(昭和50年3月31日以前に生まれた人)	便潜血反応検査(二日法)	集団検診のみ
肺がん・結核検診	40歳以上の市民(昭和45年3月31日以前に生まれた人)	胸部レントゲン撮影 喀痰検査(希望者)	集団検診のみ
肝炎ウイルス検査	40歳以上の市民(昭和45年3月31日以前に生まれた人)で過去に受診したことがない人	血液検査 *特定健診を受ける人は、同じ血液で検査ができます。	集団検診か個別検診を選択
前立腺がん検査	50歳以上の市民(昭和35年3月31日以前に生まれた男性)		

集団検診

とき・ところ

- 12月8日(火) あやめ会館 *1
 - 9日(水) 葦山保健センター *1
 - 10日(木) 伊豆保健医療センター(がん検診のみ)
- 受付時間 8:30 ~ 10:30

*1... 8日・9日は歯周疾患検診も同時に受診できます。
申し込み 11月20日(金)~12月1日(火)の間に健康づくり課または国保年金課に電話で申し込み

個別検診

指定医療機関で受診する方法です。

検診期間 12月1日(火)~25日(金)
申込み 検診を受ける医療機関に直接申し込み

肝炎ウイルス検査・前立腺がん検査を希望する場合は、健康づくり課に電話で申し込み

申込み・問合せ 健康づくり課 電話 0558 76 8014 / 国保年金課 電話 055 948 2905

新型インフルエンザ対策

ワクチン接種の基本方針

新型インフルエンザワクチンは、新型インフルエンザ対策にとって有効な手段のひとつです。しかし、その生産量は世界的にみても限界があり、限られた医療資源といえます。そのワクチン接種について、国の基本方針が示されましたのでお知らせします。

問合せ 健康づくり課 電話 0558(76)8012

ワクチン接種の目的

死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、そのために必要な医療を確保することを目的としています。

ワクチンの有効性と安全性

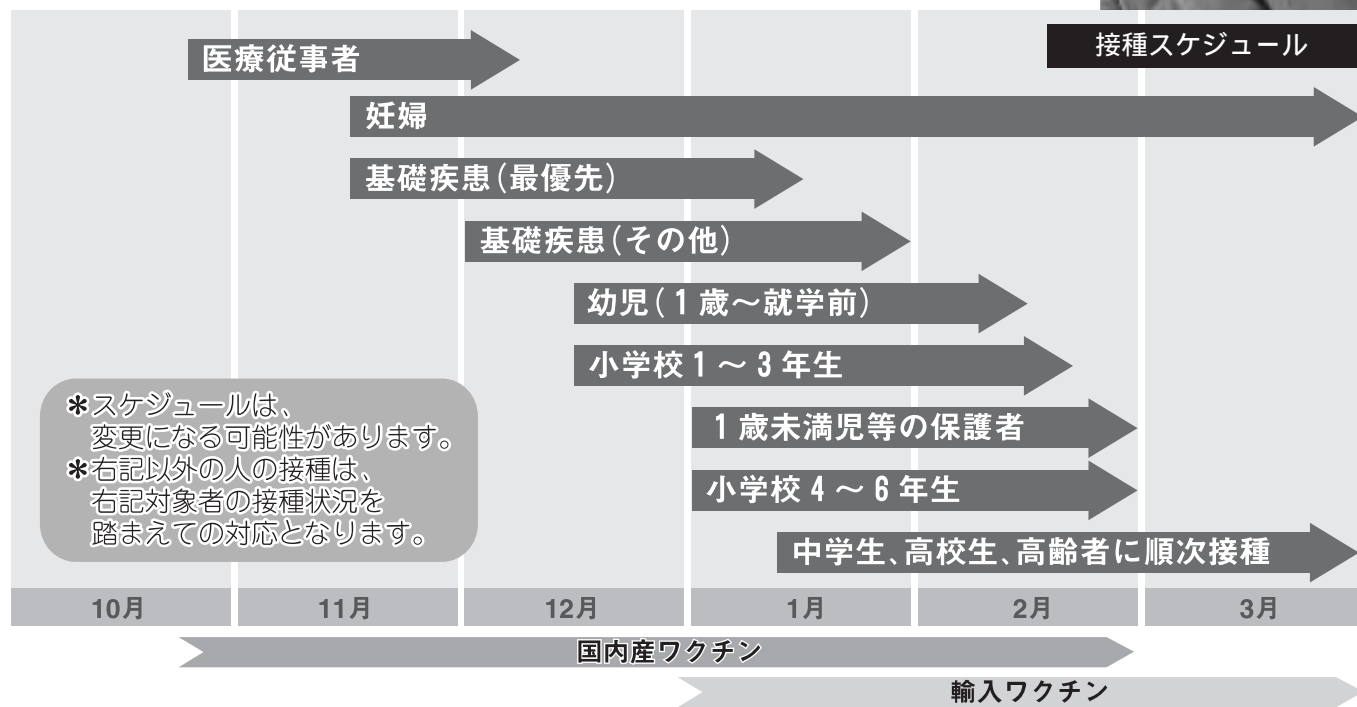
新型インフルエンザワクチンには、国内産ワクチンと輸入ワクチンがあります。
国内産ワクチンの安全性は、長年接種されてきた季節性インフルエンザワクチンと同程度と考えられ、有効性もある程度期待されます。輸入ワクチンに関しては、海外で承認されていることを前提として、さまざまなデータをもとに、有効性・安全性を確認してから実際の接種を始めます。

優先接種対象者

新型インフルエンザワクチンは、当面、提供できる量に限りがあるため、より必要性の高い人を「優先接種対象者」として、優先的に接種の機会が与えられます。また、その標準的なスケジュールも決められています(下図)。



接種時の提示書類	*提示書類が増えることもあります。
基礎疾患を持っている人	優先接種対象者証明書
妊婦	母子健康手帳
1歳~小学校3年生	母子健康手帳または各種健康保険被保険者証
1歳未満児等の保護者	母子健康手帳、各種健康保険被保険者証または住民票
優先接種対象者で身体上の理由で接種できない人の保護者等	優先接種対象者証明書、各種健康保険被保険者証または住民票
小学校4年生から高校生に相当する年齢の人	各種健康保険被保険者証、学生証または住民票
65歳以上の高齢者	各種健康保険被保険者証、運転免許証または住民票



*スケジュールは、変更になる可能性があります。
*右記以外の人の接種は、右記対象者の接種状況を踏まえての対応となります。

ご注意!

今後、新型インフルエンザワクチン接種が可能な医療機関など、詳しくはチラシや伊豆の国市のホームページ等でお知らせしていく予定です。

平成21年分 年末調整等 青色決算等 説明会

とき 11月26日(木)
10:00 ~ 11:30 年末調整等説明会(法人、白色申告個人)
13:30 ~ 15:00 青色決算等説明会(青色申告個人)

ところ アクシスカつらぎ多目的ホール
持ち物 郵送された青色決算・年末調整等の書類
*関係書類が不足している場合は、会場または税務署でお受け取りください。



国税庁が行っている電話音声とファックスによる「タックスアンサー」のサービスは、11月30日(月)で終了します。なお、インターネット(携帯電話サイト含む)による「タックスアンサー」のサービスは、引き続き利用できます。また、税に関する一般的な相談は、三島税務署に電話し、音声案内「1」を選択すれば、電話相談センターの職員が対応しますので、ご利用ください。
国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/>

問合せ 三島税務署 電話 055 987 6711 自動音声案内「1」を選択 所得税に関する相談「1」を選択